

厳しい予算！ 納付金の大幅増により、



平成29年度に行う主な保健事業



保健のPRに

- 機関誌「健保だより」の発行(年4回)
- 育児雑誌「赤ちゃんとママ」の配付(1年間)
出産された被保険者・被扶養者に
- ホームページの運用
- データヘルス計画策定
- ジェネリック医薬品差額通知

体力づくりに

- 山の家の開設(夏期)
- プール利用補助(夏期)
- 健康ウォークの開催(4月・10月)



病気の予防に

- インフルエンザ等予防接種の補助
- 人間ドックほか、各種健診の実施・補助
- 特定健診・特定保健指導の実施
- 受診勧奨事業の実施

療養費給付の適正化にご協力お願いします

治療用装具の費用を療養費として申請する場合は作製した装具の写真を添えてください

医師の指示によりコレセットや義手・義足・義眼などの治療用装具を作った場合の費用は、健康保険から「療養費」として払い戻しを受けられます。しかし最近、治療用装具の療養費申請において、不適切な申請があることが健康保険組合連合会から報告されています。

そこで当健康保険組合でも今後、医療費給付の適正化を図っていくため、療養費申請時に治療用装具の写真を添えていただくこととします。ご理解とご協力をお願いいたします。

※写真を添付いただけない場合、原則として、療養費を支給いたしませんのでご留意ください。

療養費の対象となる「治療用装具」とは？

- 医師の指示にもとづいて作製されたものであること
- 治療のために必要不可欠であること
- 患者の身体に合わせて作られたオーダーメイド品であること

※症状が固定した後に装着したものは対象外です

※市町村の福祉制度から給付が受けられるものは対象外です

4月1日以降提出分より

治療用装具の費用を
療養費として申請
するとき

療養費支給申請書
(医師の証明書や装具代金の領収書を含む)



作製した装具の写真



写真の
提出方法

プリント写真で提出

専用貼付台紙に装具の写真を貼り、「療養費支給申請書」に添えて提出



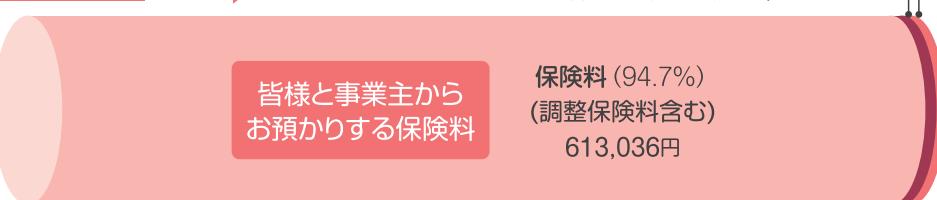
※専用貼付台紙は豊田通商健康保険組合のホームページ(申請書一覧)からダウンロードしてご使用ください。

当健康保険組合の平成29年度予算は、総額93億8,555万6千円、一人当たり64万7,280円で皆様の健康をお守りすることになりました。
支出において、高齢者医療制度への納付金が昨年度を大幅に上回り(一人あたり約9万5,000円増)、まだまだ厳しい予算組みになりました。当健康保険組合では今年度も皆様の健康づくりに役立つ保健事業を実施してまいります。皆様におかれましても、十分にご活用され、ご家族そろって健康な一年を過ごしていただきますようお願いいたします。

健康保険 平成29年度予算のあらまし(被保険者1人当たり)

収入合計 **647,280円**

その他(1.0%) 6,658円
積入金(4.3%) 27,586円



健康保険

予算編成の基礎となった数値

■ 被保険者数	14,500人
男	9,500人
女	5,000人
■ 平均標準報酬月額	418,817円
男	483,300円
女	296,300円
■ 平均標準賞与額	1,706千円
■ 平均年齢	40.30歳
男	41.60歳
女	37.70歳
■ 被扶養者数	13,114人
■ 扶養率	0.92人
■ 保険料率(調整保険料率含む)	千分の92
事業主	千分の50.6
被保険者	千分の41.4

予算編成の基礎となった数値

■ 被保険者数+被扶養者数	9,082人
■ 被保険者数	6,440人
■ 平均標準報酬月額	496,814円
■ 平均標準賞与額	2,236千円
■ 介護保険料率	千分の12
事業主	千分の6
被保険者	千分の6

就職等、異動の多いシーズンです
ご家族の扶養状況が変わった方は、手続きをお忘れなく！

こんなときは
被扶養者では
なくなりますので、

豊通健保へ届け出を！

- 就職して他の健康保険の被保険者になったとき
- 別の被保険者の被扶養者になったとき
- 収入が規定限度額以上になったとき
 - ・雇用保険の受給が始まったとき
 - ・出産手当金の受給開始期間に入ったとき
 - ・年金の受取額が増加したとき
 - ・パートやアルバイトの収入が増えたとき



- 被保険者が主たる生計維持者でなくなったとき
 - ・離婚したとき
 - ・別居したとき（仕送りで生計維持を継続する場合を除く）
 - ・子供が結婚で嫁いだとき
 - ・死亡したとき
 - ・夫婦が共に働いて子供を扶養している場合は、配偶者の年収が自分の年収より多くなったとき
- 同居が要件であった被扶養者が別居したとき
 - 75歳になったとき

申請方法

- 健康保険被扶養者（異動）届
- 健康保険証（取り消される方のもの）
- 被扶養者でなくなるときを証明する書類

会社の人事総務担当者に提出

いつまでに… 被扶養者の条件に当てはまらなく
なった日から 5営業日以内

詳細につきましては、
当健康保険組合ホームページでご確認ください
<http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>

平成28年度

被扶養者資格調査にご協力いただきまして、
ありがとうございました。

昨年度の資格調査の結果は、次の通りです。

調査対象者 ▶ 5,614名 (内)扶養から外れた方 ▶ 226名

外れた理由	扶養から	所得オーバー	34名
		異動忘れ(就職、他保険加入)	176名
		別居にて仕送り実績なし、仕送り額不足	11名
		その他(書類未提出、社長、従業員雇用等)	5名

本年度も資格調査を実施します
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

健保組合からのお願い

現在、高齢者医療制度は税金や健保組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者（被保険者+被扶養者）の人数に応じて算出されています。**被扶養者の削除の届け出を忘ると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。**

人間ドックを受けましょう

からだの状態を知ることは
健康づくりの第一歩！

自分のからだの状態を把握しておくことは、健康づくりに欠かせない要素のひとつ。定期的に健診や人間ドックを受診し、数値の異常や変化を見逃さないようにしましょう。

人間ドックのご案内

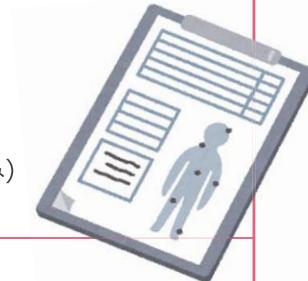
実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

受診申込

直接、当健保契約医療機関へご予約をお願いします。
申込み時に必ず医療機関へ下記の項目をお伝えください。

- ①組合名:豊田通商健康保険組合
- ②健康保険証に記載されている記号・番号
- ③住所・氏名・生年月日・電話番号
- ④婦人科検診(乳がん・子宮頸がん)実施の有無(女性のみ)



対象者

30歳以上（年度内に30歳になる方を含む）の
本人および家族（保険証を交付されている方）

条件

年度（4月1日～翌年3月31日）内に1回

契約医療機関

同封の医療機関リストをご参照ください。

費用

個人負担 5,000円（残額の約4～5万円は健保組合が負担）

注意事項

※地域巡回健診をすでに受診された方、予約済みの方は受診できません。

※受診時には、健康保険証を必ずご持参ください。

※人間ドックの結果に伴う再検査、二次検査等の費用は受診者負担となります。

※医療機関によっては受診できない検査項目がありますので、医療機関へご確認ください。

※胃の検査について、当健保組合は、被ばく量が比較的多いバリウム検査ではなく、胃カメラまたは、2016年度より選択可能となった胃がんリスク健診(ABC健診)を推奨します。

（ただし、胃カメラの検査費用についてはバリウム検査との差額が発生した場合、受診者負担となりますので予約時に医療機関へあらかじめご確認ください。）